

稲わら、籾がらの利用について

(平成23年12月9日更新)

- 1 平成23年産稲から生じる籾がら及び稲わらの取扱いについて
(「(1)籾がらの取扱い」、「(2)稲わらの取扱い」を更新)
- 2 米ぬかの取扱い、稲わら・籾がらの焼却について
- 3 平成22年産以前の籾がら及び稲わらの取扱いについて

福島県農林水産部

(下線部分が、平成23年12月5日付け発行の情報からの更新内容です。)

1 平成23年産稲から生じる籾がら及び稲わらの取扱いについて

(1) 籾がらの取扱い

籾がらの利用は、玄米に対する籾がらの濃度比「3」を用いて利用の可否を判断するよう農林水産省より通知がありました。

平成23年度一般米のモニタリング検査（本調査）の結果により、玄米の放射性セシウムの濃度(セシウム134とセシウム137の合計)が「133ベクレル/kg」以下の地域では、敷料等の利用が可能となりました(※)。

(※) 基準値400ベクレル/kg ÷ 3 (濃度比) = 133ベクレル/kg

なお、玄米の放射性セシウムの濃度が「133ベクレル/kg」以上の地域は、籾がらの放射性セシウム濃度を測定して、籾がらの利用を判断しました。

表1：玄米モニタリング検査結果に基づく籾がら利用(12月9日 現在)

籾がらの用途及び暫定許容値 該当市町村及び旧市町村	①家畜の敷料 (綿羊、山羊及び鹿を除く) ②土壤改良資材として使用 (園芸の敷料用を含む) ----- 400ベクレル/kg (製品ベース)
○会津地方：全ての市町村 ○中通り・浜通りのうち以下の旧市町村 福島市(旧福島市、旧小国村を除く)、川俣町(作付制限区域を除く)、伊達市(旧富成村、旧柱沢村、旧小国村、旧月舘町を除く)、桑折町、国見町、二本松市(旧渋川村、旧小浜町を除く)、本宮市、大玉村、郡山市、田村市(作付制限区域を除く)、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、新地町、相馬市、いわき市	敷料や土壤改良資材として利用が可能です。
○中通りのうち以下の旧市町村(※) 福島市(旧福島市、旧小国村)、二本松市(旧渋川村、旧小浜町)、伊達市(旧富成村、旧柱沢村、旧小国村、旧月舘町)	敷料や土壤改良資材として利用と流通を控えてください。

(※) 玄米の放射性セシウム濃度が土壤改良資材等の暫定許容値400ベクレル/kgを超えた地域は、敷料や土壤改良資材として利用しないようお願いします。

福島市旧福島市、旧小国村、二本松市旧渋川村、伊達市旧富成村、旧柱沢村、旧小国村、旧月舘町で採取した米から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受け、現在、同区域の米の調査を実施中です。

(2) 稲わらの取扱い

稲わらの利用は、市町村毎の飼料用稲わらモニタリング検査と、この検査で400ベクレル/kg（製品ベース）を上回った市町村については、旧市町村毎の検査を行い稲わらの利用を判断しました。

表2：飼料用稲わらモニタリング検査結果に基づく稲わら利用（12月9日 現在）

稲わらの用途及び 暫定許容値	家畜の飼料 (綿羊、山羊及び鹿 を除く)	①家畜の敷料 (綿羊、山羊及び鹿を除く) ②土壌改良資材として使用 (園芸の敷料用を含む)
	300ベクレル/kg (水分含量80%)	400ベクレル/kg (製品ベース)
<p>○会津地方：全ての市町村</p> <p>○中通り・浜通りのうち以下の旧市町村 福島市(旧福島市、旧小国村を除く)、 伊達市(旧富成村、旧柱沢村、旧掛田町、 旧小国村、旧月舘町を除く)、川俣町(作 付制限区域を除く)、桑折町、国見町、大 玉村、二本松市(旧渋川村、旧杉田村を除 く)、本宮市(旧本宮町(本宮町)、旧和木 沢村(白沢村)を除く)、郡山市、田村市(作 付制限区域を除く)、三春町、小野町、須 賀川市、鏡石町、天栄村(旧牧本村を除 く)、石川町、玉川村、平田村、浅川町、 古殿町、白河市、西郷村、泉崎村、矢吹 町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫 川村、いわき市、相馬市、新地町、</p>	飼料として 利用が可能です	敷料や土壌改良資材とし て利用が可能です。
<p>○中通りのうち以下の旧市町村 伊達市(旧掛田町)、二本松市(旧杉田村)、 本宮市(旧本宮町(本宮町)、旧和木沢村(白 沢村))、天栄村(旧牧本村)、</p>	飼料として 利用が可能です	敷料や土壌改良資材とし て利用しないでください。 (注)牛と馬の敷料は後述 の条件により利用可能
<p>○中通りのうち以下の旧市町村(※) 福島市(旧福島市、旧小国村) 二本松市(旧渋川村) 伊達市(旧富成村、 旧柱沢村、旧小国村、旧月舘町)</p>	当分の間、飼料、敷料及び土壌改良資材とし て利用と流通を控えてください	

(※) 玄米の放射性セシウム濃度が食品の暫定規制値500ベクレル/kgを超えた地域は、
当分の間、飼料、敷料及び土壌改良資材として利用しないようお願いします。

(3) たい肥の副資材としての利用

籾がら・稲わらをたい肥の副資材として利用する場合は、暫定許容値に関係なく利
用出来ますが、生産されたたい肥は400ベクレル/kgを超えないことを確認のうえ、
譲渡や利用してください。

(4) 敷料や土壌改良資材として利用制限された籾がら、稲わらの取扱い

籾がら、稲わらは生産された水田へのすき込みによる還元、又はたい肥の副資材に
活用（たい肥は400ベクレル/kg以下のものを生産）してください。

家畜の敷料((注)を除く)、野菜等の敷きわらや土壌改良資材としては利用をせず、
代替え資材を利用してください。

(注)牛や馬の敷料として稲わら(籾がらを除く)を使用する場合は、生産されたたい肥を自給飼料を生産するほ場に還元すること等を条件として利用が可能です。
(粗飼料の暫定許容値300Bq/kg(水分80%)以下の稲わらが対象(福島市旧福島市、旧小国村、二本松市旧渋川村、伊達市旧富成村、旧柱沢村、旧小国村、旧月舘町を除く))

2 米ぬかの取扱い、稲わら・籾がらの焼却について

(1) 米ぬかの取扱いについて

現在、国において、玄米の放射性セシウム濃度から米ぬか中の放射性セシウム濃度を推定できるようにするため、玄米と米ぬかの放射性セシウムの濃度の比(加工係数)を得るための調査を実施していますので、加工係数が確定するまでの間は、肥料用及び飼料用として譲渡又は利用をしないようお願いいたします。

(2) 稲わら・籾がらの焼却について

稲わら及び籾がらは、焼却することをできる限り差し控え、たい肥化等の利用をお願いいたします。

個別の利用が難しい場合は、地域の畜産農家や園芸農家、あるいはたい肥センターとの連携による利活用をお願いいたします。

なお、今後、国からもみらくん炭の取扱いについても示される予定です。

3 平成22年産以前の籾がら・稲わらの取扱いについて

(1) 原発事故(3月11日)以後に収集した稲わら

(脱穀後に野積みなど屋外に放置していた籾がらを含む)

原発事故以降に収集した稲わら、野積みなど屋外に放置した稲わらや籾がらは、高濃度の放射性セシウムを含む可能性があることから、処分方法が示されるまでの間、その利用を控え、平成23年産稲わらと区分して適切に保管してください。

(2) 原発事故前に収集したもの

ア 外気と遮断された屋内で保管されたものは、これまで同様に利用が可能です。

イ 野積みなど屋外に放置、または外気と完全に遮断されない施設等で保管されたものは、利用を控え、(1)と同様に適切に保管してください。

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gijyutsufukyu/seiikugijyutsujyohou.html>

(他の農業技術情報等をご覧ください)

モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報

(右欄に掲載のQRコードよりご覧ください)

ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング情報、イベント情報等をご覧ください。

URL：<http://www.new-fukushima.jp/>



モバイル版 QRコード